

札幌2カ所目 東部児相 開設8カ月

池田詩梨ちゃんの子童虐待事件を教訓に、札幌市が市内2カ所目となる児童相談所を開設して8カ月が過ぎた。同事件で問題視された関係機関との連携不足は改善が進むものの、児童への虐待相談件数は増加傾向で職員負担も依然として重く、十分な体制とはなお言い切れない。

「互いをよく知る関係になり、今後の迅速な連携につなげた」。今年1月、東部児童相談所と北海道警察札幌白石署との打ち合わせ。両者は関係強化をあらためて確認した。

同事件を検証した市の第三者委員会は関係機関による情報共有の不十分さを厳しく指摘した。

これを受け、市は中央児相に続いて東部児相でも道警の担当者の派遣を受け入れ、虐待を受ける子どもへの支援方針を決める会議に同席させるなど「現場レベルで相互理解と連携を図っている」（市子ども未来局）。

職員体制も拡充した。児相職員は事件当時の約120人から、現在は209人に増員した。一方で虐待相談件数は19年度の

連携改善も 相談件数増え、職員負担は重く

2401件から、25年度は2721件（速報値）と過去最多を更新した。職員の負担は、児童福祉司に限ると「1人当たりの対応件数は100件を超え、一件一件にかけられる時間が短い（同局）と危機感を募らせる。こうした中、正職員の負担を減らそうと、学生にも頼っている。東部児相内の一時保護所（定員36人）には、虐待や家庭の事情で子どもたちが一時的に身を寄せている。市は学生たちをアルバイトの補助員として採用、子どもの身の回りの世話をしてもらっている。シフト制で24時間対応し、宿直に入る職員の負担を減らしている。

児相の設置基準は、厚生労働省の指針によると「人口50万人ごとに1カ所の設置」が基本。市内に児相がさらに必要になるが、慢性的な人材不足により、次の整備のめどは立っていない。

日本大危機管理学部の鈴木秀洋教授（行政法）は「国は人材確保を自治体任せにせず、専門職の給与面などの待遇を見直して後押しするべきだ」と指摘する。

（綱島康之）

札幌市死亡事例から7年目の今を検証する

2026年6月6日

日本大学危機管理学部教授 鈴木秀洋

(当該事件検証委員、法務博士(専門職)、保育士、
元自治体子ども家庭支援センター所長、)

第1 検証報告書の振り返り

筆者は、検証に関わった者として、今でも、本児及び母への支えの現在について、思いを馳せ続けている。

検証委員のメンバーとして、令和元年6月死亡事例に係る検証報告書で、全体を通した問題点として主に4点を指摘し、7つの提言を行った。

具体的には、専門的な力量を持つ職員が育成されていない点、組織的マネジメントが機能していない問題点を指摘し、改善提言として、児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性(提言4、児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討や休日・平日夜間時の調査対応の強化等)や専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築(提言5、①児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方、中堅職員の育成、職員研修の実質的機能強化等)という項目を挙げた。

第2 札幌市の現在地

果たして、現在地はどのようなのであろうか。

今回北海道新聞社とともに児童相談所の現状分析を行った結果、何点か警鐘を鳴らさざるを得ないと考えている。

確かに、児童相談所を2か所設置し、また人員補充による児童福祉司1人当たりの対応件数(約36.3)は、政令市の中で特別に多いとはいえない状況であり、市が体制整備強化している点は評価できよう。

しかし、一時保護の児童数は延べ人数、平均在所児童数などの数値は3年連続で増加している。本来的には、人口比で3、4か所の児童相談所があつてしかるべきである。またヒアリングより、特に昨年開設の東部児童相談所の一時保護所では、正規職員数も定数充足しておらず(※公式発表時の資料では、10人定員・10人現員で充足。ただし、現時点での北海道新聞取材によれば、9人の正規職員とあり、1名欠員)また相当数の学生アルバイトが実務を支えている実状が明らかとなった(学生アルバイト数48人。20代など若い世代がボリュームゾーン。宿直夜間のローテーションシフト組に余裕なし)。

こうした状況は、権利主体である子ども側から見るのであれば、丁寧に向き合った子ども主体の対応が保障されていない環境下に置かれているということであり、死亡事例検証報告書での提言が十分実現していない状況と言わざるを得ない。

第3 札幌市への再提言

上記現状に対して、私は、人員確保と体制整備、そして人材育成を急ピッチで同時並行で行う必要があると考える。

まず、第一に、人員確保である。全国で進む児童相談所の設置及び市町村のこども家庭センターの設置により、子ども福祉分野の専門職（保育士、社会福祉士等）の確保競争の競争が自治体間で起きているのが現実である。優秀な人材確保には、仕事内容に見合った給料体系を率先して改善し、かつ、リフレッシュ休暇等の福利厚生面での大幅な制度充実により長期的にこの分野に人材が流入するための大きな改革・仕掛けが必要となる。札幌市等の大きな自治体が率先して、当該分野へ重点的財政投入の抜本的（比重）見直しが求められる。現状は、子ども福祉分野の職員をリスペクトする財政的環境下に未だなっていないと言わざるを得ない。

第二に、体制整備である。児童相談所単体での対応を考えるのではなく、予防的・継続的・長期的な子どもと保護者への支えを担うこども家庭センターとの役割分担と連携を強化することによって、見相が本来的な役割に集中できる体制作りを行うことができる（政令市の一体的強みが発揮できる。）。さらに、子どもに関わる関係機関間のネットワークである要保護児童対策地域協議会の活用である。教育、保健・医療、福祉、民間等の地域ネットワークによる「面」での子どもと保護者の継続的支えである。これが出来ているか、形骸化せずに実質的に機能しているかの不断の検証と一層の拡充が必要である。

第三に、人材育成である。確かに、採用後の集中的な内部研修やベテランによる OJT が有効であると言われる。しかし、全国の児童福祉司の勤務年数割合は、3年未満が46%、5年未満が67.2%（全体の約7割弱）であり（令和6年4月）。経験年数の少ない職員を少数のベテランが個別に指導するには限界がある。現状では各分野のベテランの知見・協力を得つつ、中長期的に福祉職のキャリアラダー・キャリアパスの制度構築を急ぐ必要がある。これについては、検証過程で何度も強調した点であるが、更に繰り返さざるを得ない。特に、多くのアルバイト職員が現場を支えている状況下、正規職員とアルバイト職員との役割分担と連携研修、更にアルバイト職員への詳細かつ丁寧な教育カリキュラムの義務付けなど一層の強化・充実が必要となろう。子ども視点・保護者視点からのアルバイトを含めた職員能力の検証が不可欠である。

以上の取組強化を再度札幌市に求めたい。

第4 市側からの予想される主張と再提言

この点、札幌市の財政は危機的状況にあると報道されている。こども福祉分野への財政投資増や人件費増は困難であるとの反論があろう。デジタル化を始めとする直面する各分野への投資が必要であることも理解できる。

しかし、これからの AI 時代において、自治体が最後まで守り切らねばならない業務分野、すなわち、AI では代替できず、自治体業務の最重点として残り続ける業務は、声をあげられないいわゆる子どもや障害者を始めとする社会的弱者に対して、申請主義ではなくアウトリーによって、相対して丁寧にニーズをくみ取り、ケア伴走する分野なのではないか。財政難の現在こそ、限られた財源の再分配、スクラップ&ビルドにより、本件事案における子ども・保護者（現在も同じ環境下にある子ども・保護者）の命を守るために、行政が信頼

され、安心・信頼して相談がなされ、他に頼ることができない環境下で子育てしている子どもや保護者を守り続ける環境を人的・物的に保障することなのではないだろうか。

そのための、職員能力、職場・組織全体のマネジメント能力の向上（質の向上）は短期・中長期のすべてにおいて不可欠なのである。

また、財政危機に対しては、上記第2体制整備で提言したが、地域ネットワークの拡充・実効化に今以上に取り組むことも有効である。

こうした筆者の指摘に対して、札幌市に限らず、形式的には定数が充足されている、研修が行われている、ネットワークもできているなどとの自治体から反論がなされることがあるが、その実質と質こそが問われている。当該事案を今確実に防げるのか、そうした体制と研修の質、実際の地域ネットワークの実際が担保されているかが問われる。

第5 国へのベクトル

なお、筆者のこうした提言は、当該札幌市をはじめとする自治体にだけ向けたものではない。むしろ、子ども家庭庁を設置した国に対してベクトルを向けたい。上記取組を自治体任せにするのではなく、財政的バックアップは今以上に必要である（かつて総理大臣が発信した異次元の取組には程遠い現実がある。）。補助金要綱やマニュアルで、細かな事項の設定項目を増やしてはいるが、金額計算や大量な書類作成が求められることになっている。こうした手法で自治体を縛るよりも、自治体が地域の実状に応じて、子ども施策をより裁量的に展開できるようなバックアップの仕方に変更・改善すべきである。

第6 おわりに

私に関与した札幌市の死亡事例検証報告書は、次の言葉で締めている。

「改めて問いたい。札幌市は、これまでの死亡事例等から本気で学ぶつもりがあるのか。市民の困難を共感的に洞察し、協働の文化を持つ組織になる必要性を、本気で感じているのか。市政のあり方そのものが問われている。本児の家族、関係者の想像を超える心痛に思いを馳せ、本児の冥福を心より祈り、報告書の終わりとする。」

もう一度札幌市に目を向ける。札幌市は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を制定している。この条例は、市政の中で子ども分野を重視する宣言であり、単なるお題目ではないはずである。

筆者は、子ども分野に関わる職員が、どれだけ真摯に子どもや保護者に向き合っているか、現実の現場を知っているつもりである。その意味で、上記言葉は、個々人の児童福祉に関わる職員にではなく、マネジメント職に対して、組織に対して、向けた発信である。

何度も検証に札幌に通った。検証時札幌市の幹部職員が検証の最初から最後まで立ち会い一緒に議論する姿を見てきた。子ども分野に限らず、この検証報告書は、新人職員に毎年必ず読ませるとの市長の発言に子どもをこの地で守る本気度を感じた。

彼女が生きた証、残してくれた検証の提言を、7年目の今、社会全体でもう一度共有したいと思う。